

男鹿市規則第9号

男鹿市財務規則の一部を改正する規則

男鹿市財務規則（平成17年男鹿市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第53条の2関係）

支出負担行為の手續と支出命令の手續とを併せて行うことができる支出事項

節	区分
報酬	
給料	
職員手当	
共済費	
恩給及び退職年金	
報償費	物品等の購入に係る経費以外のもの 物品等の購入に係る経費で支出負担行為何額が5万円未満のもの
旅費	
需用費	消耗品のうち定期刊行物及び追録 上記以外のもので支出負担行為何額が5万円未満のもの 燃料費 食糧費のうち会食等において、あらかじめ金額を確定させることが困難なもの 上記以外のもので支出負担行為何額が5万円未満のもの 印刷製本費のうち写真の現像料及び焼付け料 光熱水費 修繕料のうち支出負担行為何額が5万円未満のもの 賄材料費
役務費	通信運搬費のうち電信電話料、郵便料、宅配料、インターネット接続料、支出負担行為何額が10万円未満の切手及びはがき並びにこれらに準ずるもの 手数料のうち、し尿手数料、洗濯代、口座振替手数料、郵便振替手数料、預金調査手数料、継続的に利用しているシステムに伴う手数料、介護保険に係る主治医意見書手数料、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく医師意見書手数料、医療保険に係る診療報酬支払手数料、収入印紙、証紙類及びこれらに準ずるもの 保険料のうち、継続的に加入している保険に係るもの
委託料	施設入所措置費に係るもの
使用料及び賃貸料	継続的賃貸借料（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。） タクシー借上料 テレビ受信料、市施設の使用料 継続的に利用しているシステムのうち、あらかじめ金額を確定することが困難で、かつ、約款等で料金形態が定められているもの

	その他後納契約によるもの
負担金、補助及び交付金	国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療特別会計における保険給付費及びこれらに準ずるもの 負担金及び指令を要しない交付金
扶助費	物品購入に係る経費以外のもの
償還金、利子及び割引料	
公課費	
単価契約によるもの	
資金前渡で支出するもの	

様式第46号を次のように改める。
様式第46号（第80条、第159条関係）

① 口座振替依頼書

年度 会計

あて先	銀行	支店	電信
-----	----	----	----

預金種目	口座番号	金額	年 月 日振込							
1 普通			千	百	十	万	千	百	十	円
2 当座										

受取人住所氏名	
住所	
フリガナ	
氏名	様

男鹿市指定金融機関
秋田銀行男鹿支店御中
男鹿市会計管理者

指定金融機関支払印

振込依頼課名（カタカナ）
オガシ

② 口座振替依頼書（振込票）

公金

年度 会計

あて先	銀行	支店	電信
-----	----	----	----

預金種目	口座番号	金額	年 月 日振込							
1 普通			千	百	十	万	千	百	十	円
2 当座										

受取人住所氏名	
住 所	
フリガナ	
氏 名	様

振込依頼課名（カタカナ）
オガシ

男鹿市指定金融機関
秋田銀行男鹿支店御中
男鹿市会計管理者

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。